

平成 24 (2012) 年度税制改正論議に向けての緊急アピール  
～経済成長と財政再建の実現に向けた政策の優先順位を明示せよ～

2011 年 10 月 24 日  
公益社団法人経済同友会

## I. 財政再建に向けた道筋の具体化を

### 1. 危機感の共有と改革の断行

巨額の財政赤字を抱えるわが国において、財政健全化は喫緊の課題である。将来に向け、本格的な少子・高齢、人口減少社会における社会保障関係費の増加に耐えうる持続可能な制度を早急に構築しなければならない。国および地方の長期債務残高は 2011 年度末で 894 兆円（対 GDP 比 185%）に達する見込みである。わが国への国際的な信認を維持しつつ、大震災からの復興を果たし、真の日本再生を実現するためにも、復興財源の確保と償還の道筋をつけつつ、目標となるプライマリー・バランスの黒字化時期と、その具体的な道筋を明示することは不可欠である。

しかしながら、政治そして国民の間には、膨張する財政赤字に対する危機感や改革断行に向けた明確なコンセンサスは共有されていない。わが国の格付けが下がっても国債価格は安定し、円も歴史的な高水準にあるのは、誠に逆説的である。

欧州のソブリン・リスク問題について、ギリシャでは、政府の粉飾決算が明らかになったことを契機に国債の格付けが大幅に引き下げられ、財政・経済・金融システムが負の連鎖を生み、一気に財政危機に陥った。そのギリシャを上回る累積債務を抱える日本の財政状況を踏まえれば、いつ破綻に向かっても不思議ではない。国債の 95%が国内で安定的に消化されてきたこと、そしてそれを支える個人金融資産が 1000 兆円（ネット）に上ることを根拠とした「楽観論」でさえ、数年内にその裏付けを失う。今こそ、国民的な議論と危機感の共有、そして「行動」が必要なときであり、残された時間は少ない。

### 2. 経済成長と財政再建の両立を目指す

日本の再生にとって「経済成長」と「財政再建」は車の両輪であり、二律背反的な議論を乗り越える必要がある。財政運営戦略で定めた「2020 年のプライマリー・バランス黒字化」目標の実現には経済成長と歳出削減、増税が必要である。

現在の議論をみると、復興財源については、臨時的な歳出の意味合いが強いことから、最終的には臨時増税で償還することに反対する声は大きくないが、社会保障・税一体改革などの構造的な財政再建については、景気抑制への懸念から慎重論も多い。

しかしわが国の財政再建は待ったなしの状況である。一方、財政健全化を進めること

は、必ずしも経済を悪化させるものではない。増税のみに頼るのではなく、成長戦略の着実な実行と同時に、年金・医療などの改革を断行し社会保障制度の持続可能性を高めることができれば、将来の不確実性への懸念が解消し、人々が安心して現在の消費を拡大させることも十分に起こり得る。社会保障制度抜本改革のように国民生活の将来を見通せる改革の効果は高く、こうした努力は経済成長にもつながるものである。これらの制度整備と合わせて、TPP交渉への参加や規制改革の推進を通じて、わが国の経済成長に向けた環境整備をしていく必要がある。

## II. 成長のための政策優先順位付けを

現在のわが国は、まさに課題山積の状況にある。従来からの深刻な構造問題に加え、大震災からの復興という課題が重くのしかかる。原発危機対応やエネルギー政策の見直しもまだ時間がかかり、日本の産業全体の足枷となることが懸念される。

問題が複合的に重なり、様々な利害関係が錯綜する中、政治に求められるのは、既得権益のしがらみを断ち切った上での重要政策の優先順位付けと着実な実施、すなわち真の意味での「政治主導」である。官民の英知を結集し、オールジャパンで課題解決に当たり、最後は国民に選ばれた国会議員が果断に意思決定するほかない。

財政・税制の分野において、経済成長との両立の観点から、当会として考える最優先事項3つを以下に建議する。

### 1. 復興経費・財源の指針策定

復興経費については、わが国財政への国際的な信用を維持するため、規律ある調達・償還計画が不可欠である。支出規模（10年間で23兆円）から考えれば、ある程度の国民の負担増加は不可避であり、増税への理解を得られるような環境整備が大前提となる。そのためには、不断の行政改革による不要不急の歳出の徹底的な削減や、政府保有株式の売却など税外収入の積み上げを最大限に行うと共に、復興特別基金を創設し、復興基金債を発行する。

償還について、社会保障負担との関係で言えば、本格的な少子高齢・人口減少を迎える2020年代前半までに完了することが望ましく、まずは10年という年限が視野に入る。その前提で考えれば、「財源調達力」の観点も重要になり、広く国民全体が負担するという復興の理念に照らしても、消費税が対象として相応しい。

消費税は、政府の検討対象からは除外されているが、経済活動への中立性の観点や景気に左右されない税収が見込めるという点から、むしろ償還財源とすべきである。被災地の方々の負担という問題はあるが、集めた財源はすべて被災地へ投入され、何倍もの額が復興に資することになる。社会保障・税一体改革で示された2015年度からの消費税率5%引き上げ分（年間12.5兆円、税率1%で2.5兆円換算、以下同じ）を社会保障財源に充当することは堅持しつつ、例えば、2013年度から段階的にまず2%引き上げ、2年度分（計10兆円）は復興財源に充当するという方策（いわゆる「衣替え」論）も十分

取り得る選択肢と考える。

また、危機的な財政に鑑みれば、復興経費（総額）および使途の妥当性についても事業効率化や費用対効果の視点を踏まえ、厳しくチェックする必要がある。その際、PFIやPPPなどの経営・技術・資金面における民間ノウハウや官民連携の手法も積極的に活用すべきである。

## 2. 社会保障・税一体改革の確実な実行

社会保障・税一体改革成案（7月1日閣議報告）において、社会保障給付の維持・強化を図るために「2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10%まで引き上げ」としたことは、財政再建に向けた一里塚として、歳入改革の道筋を明確化した意義はある。

しかしながら、持続性ある社会保障制度設計が具体的に明示されないまま、財源論が先行したことは極めて遺憾である。歳出（給付）面での効率化・重点化、給付と負担のバランスの立て直しや世代間格差の解決など抜本改革というには不十分な点が多い。さらに少子高齢・人口減少社会を迎えるにあたり、「大きな政府」の路線は持続不可能ということ、現時点で共通認識としておくべきである。成案で示された社会保障の機能強化策についても、引き続き妥当性を検証するとともに、その支出が、若年層支援や消費拡大・経済成長へ貢献するものとなるよう、費用対効果の観点からフォロー・検証を行うことが必須である。

いずれにせよ、今回の消費税率5%引き上げについては、歳入改革の第一歩として是が非でも次期通常国会において関連法案の成立を目指すべきである。その際、「景気に配慮しつつ」などの条件を理由に改革を先送りするなど、政治決断のブレを招いてはならない。社会保障の財源問題こそ、将来世代にツケを回すことなく解決すべき課題である。

一体改革はこれで終わりではない。現在の政府案は現行制度の改善案にすぎないため、真に持続可能な社会保障制度の構築に向けた抜本改革案を提示し、その実現に向けた取り組みに早急に着手すべきである。同時に、2015年度（消費税率10%）以降を見据え、経済成長と震災復興も含めて一体的に捉えつつ、財政健全化に向けて安定的なプライマリー・バランス黒字化を達成し、着実に政府長期債務残高を縮減するように、中長期的かつ具体的なロードマップを早急に構築する必要がある。

## 3. 法人実効税率5%引き下げの実現

経済成長に資する財政支出の余地は極めて限定的であり、金融政策においても、前例のない緩和措置が長期間継続されている。そうした中、法人実効税率の引き下げは、成長を実現するために着実に実行すべきである。わが国の成長率を高めることで、税収の自然増の効果と合わせてプライマリー・バランスの黒字化に貢献し、政府長期債務残高削減への第一歩につながるものである。

しかしながら現在、復興財源として法人税が検討対象とされているのは極めて遺憾である。本則で一旦税率の引き下げを行い、時限的に定率増税を実施する案が浮上してい

るが、「これ以上の空洞化を抑制する」「海外企業を国内に呼び込む」という観点で重要な要素の一つであり、まずは「5%減税」という結果が必要不可欠である。企業の国際競争は激しさを増し、海外市場は日本の国内事情を斟酌してはくれない。わが国の成長の源泉となる企業活動が、6重苦とも称される圧倒的に不利な競争環境に晒されているという現実を、政治・国民も広く共有する必要がある。法人は雇用を通じて個人の所得を生み出し、投資により生産性を向上させる経済成長のエンジンである。さらに、実効税率を引き下げても、法人設立数の増加等により、中長期的にはGDPに占める法人税収は増加すること（『法人税パラドックス』）がEUの事例からも示されている。また、成長の果実は、雇用・所得環境の改善や、金融市場を通じた利子・配当の増加により個人にも還元される。もし仮に5%減税を先送りするのであれば、その間は、リーマン・ショック後の研究開発促進税制の租税特別措置延長や欠損金繰越控除の期間延長などが必須である。

今後とも国際的な立地競争の加速が見込まれる中、諸外国の実態を踏まえれば、「2015年に法人実効税率が25%水準」との引き下げ目標は日本再生の必須条件であり、そのためにも、来年度税制改正での法人実効税率の5%引き下げ実現は、わが国の成長を確かなものとするためにも、着実に実行すべきである。

### Ⅲ. 復興債の償還期間の延長問題について

現在、政府案を巡って与野党協議が行われている。野党側からの「復興債の償還期間の延長」の要求に対して、与党側が柔軟な姿勢を見せている。しかし、野田首相は「将来世代に負担を先送りしない」とし、復興財源の短期償還や臨時増税などを打ち出した経緯がある。野党の要求を受け入れることは『平成23年度第3次補正予算及び復興財源の基本的方針』（2011年10月7日閣議決定）で示した10年間を基本とする償還・臨時増税の大前提を崩すことになりかねない。

期間の長さにもよるが、償還期間の延長を認める場合には、政府・与党による増税案についても白紙で見直す必要がある。また、国民の理解を得るためには、政府は復興財源の償還問題だけでなく、国・地方の累積債務問題についての真摯な取り組み姿勢と具体的な行動計画を明確に打ち出す必要があることを指摘しておきたい。

以上